



公民連携ガイドライン

令和3年7月
太子町公民連携デスク



目次

- 公民連携に取り組む背景..... P.3
 - 公民連携を進める目的..... P.4
 - 本町が目指す公民連携..... P.5
 - 公民連携デスクの役割①..... P.6
 - 公民連携デスクの役割②..... P.7
 - 公民連携の手法..... P.8
 - 連携事業の区分 ①提案募集型..... P.9
 - 連携事業の区分 ②自由提案型..... P.10
 - 連携事業の募集、受付について..... P.11
 - 大阪府公民戦略連携デスクとの連携..... P.12
 - 連携事業の要件について..... P.13
 - 連携協定の相手方の要件について..... P.14
-



少子高齢化、人口減少、
新しい生活様式への対応



社会課題の複雑化、
多様化による行政の限界



SDGsやCSV、CSRに
取り組む民間企業等の増加

公民連携に取り組む背景

人口減少や少子高齢化、新型コロナウイルスに起因する新しい生活様式への対応など、社会課題が複雑化、多様化しています。

一方で、社会的責任の観点からSDGsやCSV、CSRに取り組む民間企業等が増加しています。

※SDGs…世界が抱える問題を解決するため、国連が提唱した「持続可能な開発目標」。

※CSV…共通価値の創造。経済的価値と社会的価値をともに創造しようとする考え方。

※CSR…企業の社会的責任。収益のみではなく、環境活動など社会貢献活動。



行政サービスの向上

- 限られた財源の中、企業・大学等の技術、アイデア、ノウハウを活かし、質の高い住民サービスの提供を図る。



地域活性化、都市魅力の向上

- 企業・大学等と連携することで、地域活性化や都市魅力の向上を図る。



行政コストの低減

- 企業等と連携することで、財政・人的コストの低減を図る。



社会課題の解決

- 企業や大学等のSDGsやCSV、CSRの考え方に沿って、ともに社会課題の解決と持続可能な社会の実現に取り組む。

公民連携を進める目的

民間企業等が持つ資源（人材、アイデア、ノウハウ、ネットワーク等）と町の政策課題や連携ニーズを結びつけ、行政サービスの向上、地域の活性化、都市魅力の向上、行政コストの削減、社会課題の解決などを推進することを目的としています。

住民

- 質の高い行政サービスの享受
- 地域経済の活性化 等



企業・大学・NPO等

- 企業価値の向上
- 信用度UP
- ビジネスチャンスの開拓 等

行政

- 行政サービスの質の向上
- コスト削減
- 都市魅力の向上

本町が目指す公民連携

「公」と「民」の双方の強みを生かし、効率的、効果的な連携事業を実施し、住民、民間企業等、行政にとって「三方よし」の連携・協働を目指します。



①一元的な窓口・相談機能

(コンシェルジュ的役割)

- 企業等からの提案や相談に一元的に対応
- 町からも積極的に企業等へアプローチ



②バックアップ機能

(コーディネーター的役割)

- 担当課、企業等の間に立ち、双方に提案ができるようコーディネート



③情報発信・情報共有

- 提案、課題、事業内容等の情報集約、共有
- 成功事例の情報発信

公民連携デスクの役割①

公民連携デスクは、公民連携のワンストップ窓口として、左記の機能を備えます。



企業・大学等



- 提案・調整
- アイデア、ノウハウ等の共有
- ネットワーク拡大



公民連携デスク（つなぎ役）



- 提案・調整
- 課題の把握
- 情報集約、共有



担当課

公民連携デスクの役割②

民間企業等からのご提案やご相談があった場合、ワンストップ窓口である公民連携デスクで受付を行います。

その後、担当課とのマッチングなど、総合的に調整を行います。

包括連携協定

- 包括連携協定とは、地域が抱えている様々な課題に対して、自治体と民間企業等が双方の強みを生かして課題解決に向け連携することを目的として締結するものです。
- 「福祉」「安心・安全」「教育」など複数の分野において、企業等の強みを生かした具体的な取組みを実施するものとします。

個別連携協定

- 個別政策分野での連携を目的に締結するものです。

協定を伴わない連携

- 連携協定を締結せず、協働で取り組むものです。
(公募、入札等を除く)

その他の連携…ネーミングライツ、P F I など

公民連携の手法

太子町では、社会課題の解決、地域の活性化、住民サービスや都市魅力のより一層の向上を図るため、積極的に民間企業等との包括連携協定を締結しています。

連携事業の実施に際しては、連携分野の幅広さや事業の内容によって、個別連携協定を締結する場合などがあります。



担当課が抱えている課題や企業等と
連携したい事案を公民連携デスクで集約



・HP、太子TV等を活用し広く提案募集
・公民連携デスクから、積極的に企業等へアプローチ



企業等、担当課、公民連携デスクによる
連携手法の検討・調整



協定の締結（協定を伴わない場合あり）



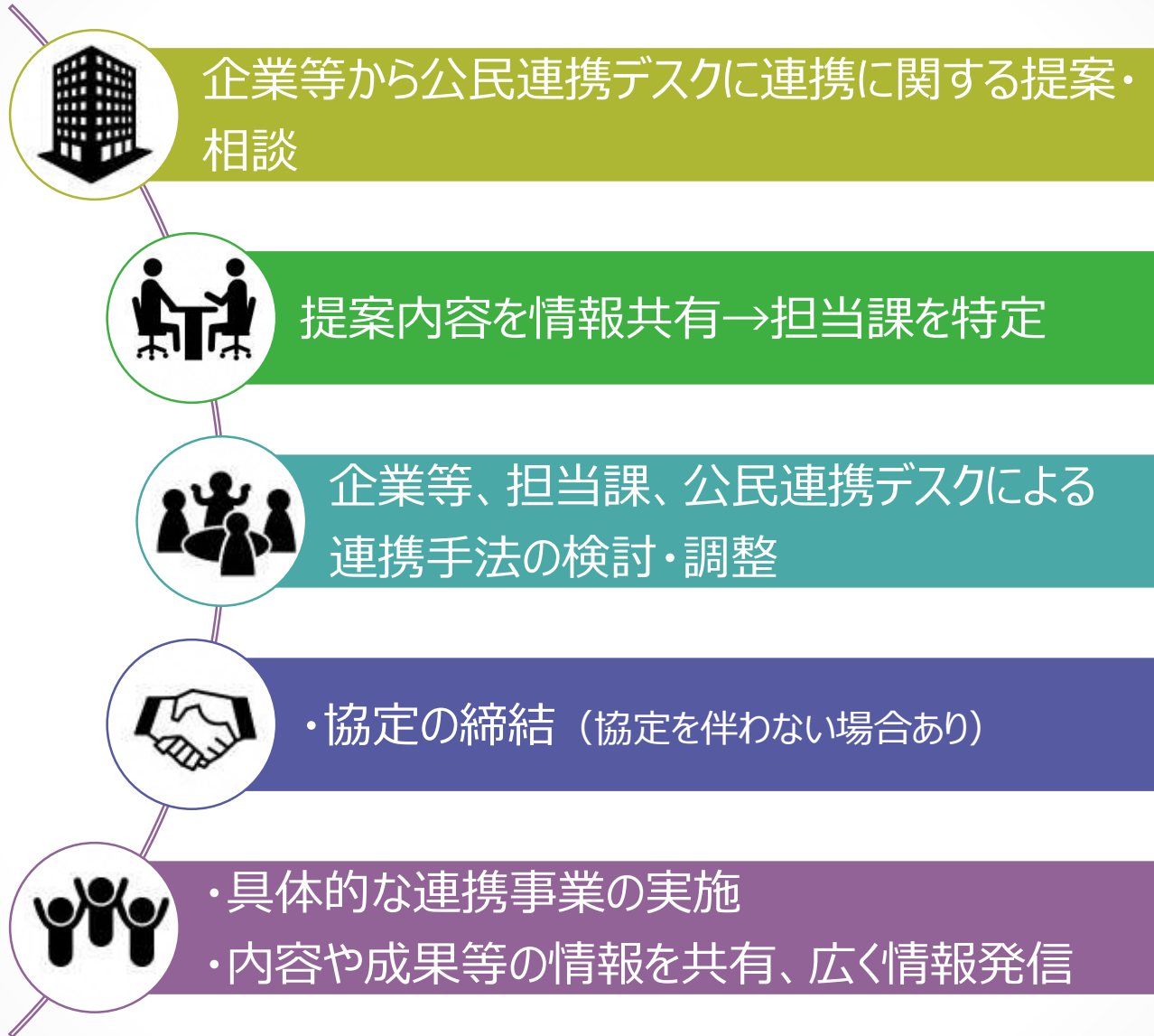
・具体的な連携事業の実施
・内容や成果等の情報を共有、広く情報発信

連携事業の区分

① 提案募集型

町が民間企業等に連携事業やアイデア等の提案を募集する仕組みです。

募集する連携事業やアイデア等は、ホームページ等で随時公表します。



連携事業の区分

② 自由提案型

民間企業等から連携事業やアイデア等の提案を行っていただく仕組みです。



公民連携デスク (秘書政策課内)

電話 : 0721-98-5531

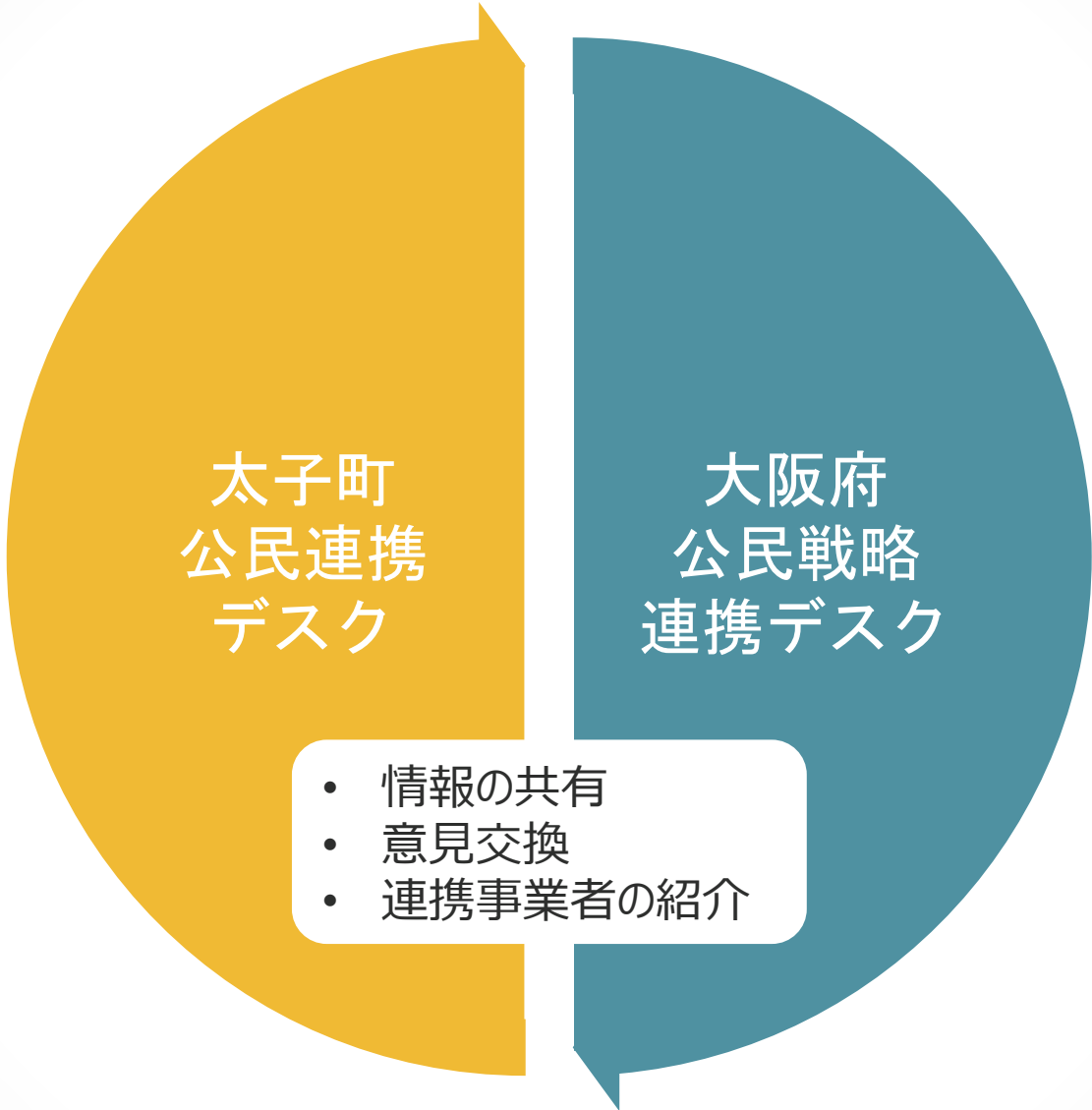


Email: hisyo@town.taishi.osaka.jp

連携事業の 募集、受付について

自由提案型、提案募集型のいずれについても、連携事業の実施を希望する企業等は、公民連携デスクがワンストップでご対応いたします。

まずは、「公民連携デスク」まで、ご連絡ください。



太子町
公民連携
デスク

大阪府
公民戦略
連携デスク

- 情報の共有
- 意見交換
- 連携事業者の紹介

大阪府公民戦略連携 デスクとの連携

大阪府における公民連携ワンストップ窓口である大阪府公民戦略連携デスクと連携し、本町の公民連携を効果的に進めます。

連携事業の要件について

- 原則

提案を受け付ける連携事業は、町の費用負担は無償であることを原則とします。

- 該当してはならない要件

但し、次のいずれかに該当する場合は、受け付け出来ません。

- ▶ 民間企業等の直接的な営業又は広告宣伝を目的とするもの
- ▶ 政治的又は宗教的目的を有するもの
- ▶ 法令等で製造、提供等が禁止されている又は法令等に基づく許可等を受けていない役務、商品を提供するもの
- ▶ 非科学的なもの若しくは迷信に類するもので利用者を惑わせ、若しくは不安を与えるもの又はそのおそれがあるもの
- ▶ その他連携事業としてふさわしくないもの

連携協定の相手方の要件について

- 事業活動又は公共的活動を行う企業、法人その他の団体であること。
 - ▶ 必ずしも町内に本社又は支店、事務所等を有する必要はありません。
 - ▶ 原則として、国及び地方公共団体は除きます。また、個人も除きます。
- 民間企業等の業態が次のいずれにも該当しないこと。
 - ▶ 法令等に違反する行為を行ったもの又はこれに類するもの
 - ▶ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に該当するもの又はこれに類するもの
 - ▶ ギャンブルに係るもの（公営事業を除く。）
 - ▶ 法律に定めのない医療類似行為に係るもの
 - ▶ 暴力団、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する者）又は暴力団員等（太子町暴力団排除条例（平成25年条例第20号）第2条第2号に規定する者）の関与が認められるもの
 - ▶ 人権侵害の事象があったもの又はこれに類するもの
 - ▶ その他連携協定の対象としてふさわしくないもの